

採用の選考に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年1月23日

神戸市人事委員会事務局

委員長 芝原 貴文

神戸市人事委員会規則第6号

採用の選考に関する規則等の一部を改正する規則

(採用の選考に関する規則の一部改正)

第1条 採用の選考に関する規則(昭和31年3月人委規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1)改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2)改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3)改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

## 改正後

第1条、第2条 [略]

附 則

別表

(その1) [略]

(その2)

番号	職（甲）		資格要件（乙）
	職務の内容	職種名	
1	医師	[略]	[略]
2	歯科医師	[略]	[略]
3	衛生検査技師	[略]	[略]
4	社会福祉主事	[略]	[略]
5	児童指導員	[略]	[略]
6	心理判定員	[略]	[略]
7	精神保健福祉相談員	[略]	[略]
8	環境衛生監視員	[略]	[略]
9	食品衛生監視員	[略]	[略]

## 改正前

第1条、第2条 [略]

附 則

別表

(その1) [略]

(その2)

番号	職（甲）		資格要件（乙）
	職務の内容	職種名	
1	医師	[略]	[略]
2	歯科医師	[略]	[略]
3	衛生検査技師	[略]	[略]
4	社会福祉主事	[略]	[略]
5	児童指導員	[略]	[略]
6	心理判定員	[略]	[略]
7	精神保健福祉相談員	[略]	[略]
8	環境衛生監視員	[略]	[略]
9	食品衛生監視員	[略]	[略]

	視員		
10	司書	[略]	[略]
11	学芸員	[略]	[略]
12	児童自立支 援専門員	[略]	[略]
13	児童生活支 援員	[略]	[略]
14	速記者	[略]	[略]
15	航空従事者	[略]	[略]
16	公文書専門 職	二	<p>次の各号の一に該当し、口頭試 問等に合格したものであるこ と</p> <p>(1) <u>独立行政法人国立公文書 館に設置されたアーキビス ト認証委員会において、認 証アーキビストとしての称 号を付与された者</u></p> <p>(2) <u>独立行政法人国立公文書 館の定める「アーキビスト の職務基準書」に示された アーキビストとして必要と</u></p>

	視員		
10	司書	[略]	[略]
11	学芸員	[略]	[略]
12	児童自立支 援専門員	[略]	[略]
13	児童生活支 援員	[略]	[略]
14	速記者	[略]	[略]
15	航空従事者	[略]	[略]

			<p><u>される知識・技能に関する</u> <u>専門分野において大学院修</u> <u>士課程を修了、またはそれ</u> <u>に準ずる経験を有し3年以</u> <u>上公文書等に関する実務に</u> <u>従事した経験を有する者</u></p>	
--	--	--	---	--

(昇任の選考に関する規則の一部改正)

第2条 昇任の選考に関する規則(昭和35年4月人委規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

(1)改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2)改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3)改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前						
第1条～第16条 [略]	第1条～第16条 [略]						
別表第1 係長昇任選考基準表	別表第1 係長昇任選考基準表						
(その1) [略]	(その1) [略]						
(その2) [略]	(その2) [略]						
備考	備考						
1～9 [略]	1～9 [略]						
付表(別表第1)	付表(別表第1)						
<table border="1"><thead><tr><th>職</th></tr></thead><tbody><tr><td>次の各号に該当する者をもつて補充する係長又はこれに準ずる職</td></tr><tr><td>1 医師 2 歯科医師 3 獣医師 4 薬剤師 5 臨床検査技師 6 衛生検査技師 7 臨床工学技士 8 診療放射線技師 9 理学療法士 10 保健師 11 助産師 12 看護師 13 管理</td></tr></tbody></table>	職	次の各号に該当する者をもつて補充する係長又はこれに準ずる職	1 医師 2 歯科医師 3 獣医師 4 薬剤師 5 臨床検査技師 6 衛生検査技師 7 臨床工学技士 8 診療放射線技師 9 理学療法士 10 保健師 11 助産師 12 看護師 13 管理	<table border="1"><thead><tr><th>職</th></tr></thead><tbody><tr><td>次の各号に該当する者をもつて補充する係長又はこれに準ずる職</td></tr><tr><td>1 医師 2 歯科医師 3 獣医師 4 薬剤師 5 臨床検査技師 6 衛生検査技師 7 臨床工学技士 8 診療放射線技師 9 理学療法士 10 保健師 11 助産師 12 看護師 13 管理</td></tr></tbody></table>	職	次の各号に該当する者をもつて補充する係長又はこれに準ずる職	1 医師 2 歯科医師 3 獣医師 4 薬剤師 5 臨床検査技師 6 衛生検査技師 7 臨床工学技士 8 診療放射線技師 9 理学療法士 10 保健師 11 助産師 12 看護師 13 管理
職							
次の各号に該当する者をもつて補充する係長又はこれに準ずる職							
1 医師 2 歯科医師 3 獣医師 4 薬剤師 5 臨床検査技師 6 衛生検査技師 7 臨床工学技士 8 診療放射線技師 9 理学療法士 10 保健師 11 助産師 12 看護師 13 管理							
職							
次の各号に該当する者をもつて補充する係長又はこれに準ずる職							
1 医師 2 歯科医師 3 獣医師 4 薬剤師 5 臨床検査技師 6 衛生検査技師 7 臨床工学技士 8 診療放射線技師 9 理学療法士 10 保健師 11 助産師 12 看護師 13 管理							

栄養士 14 栄養士 15 司書 1  
6 学芸員 17 児童自立支援専門  
員 18 航海士 19 機関士 20  
船舶けい離立会人 21 言語聴  
覚士 22 歯科衛生士 23 心理  
判定員 24 健康科学研究職 25  
航空機操縦士 26 航空整備士  
27 公文書専門職

別表第 2

消防司令昇任選考基準表 [略]

備考

1～2 [略]

3 別表第 1 備考第 9 項(第 2 号を除く)の規定は、別表第 2 の基準に準用する。このとき、別表第 1 備考第 9 項第 1 号中「上表(その 1)を適用する場合における本市職員を離職するまでの行政職 2 級、医療職(1) 1 級及び医療職(2) 2 級以上の職における在職年数及び在職年数(実歴)ならびに上表(その 2)を適用する場合における本市職員を離職するまでの在職年数及びつこうとする職と同種の区分に属する職における在職年数(実歴)」を「上表を適用する場合における本市職員を離職するまでの消防士長以上の

栄養士 14 栄養士 15 司書 1  
6 学芸員 17 児童自立支援専門  
員 18 航海士 19 機関士 20  
船舶けい離立会人 21 言語聴  
覚士 22 歯科衛生士 23 心理  
判定員 24 健康科学研究職 25  
航空機操縦士 26 航空整備士

別表第 2

消防司令昇任選考基準表 [略]

備考

1～2 [略]

3 別表第 1 備考第 10 項(第 2 号を除く)の規定は、別表第 2 の基準に準用する。このとき、別表第 1 備考第 10 項第 1 号中「上表(その 1)を適用する場合における本市職員を離職するまでの行政職 2 級、医療職(1) 1 級及び医療職(2) 2 級以上の職における在職年数及び在職年数(実歴)ならびに上表(その 2)を適用する場合における本市職員を離職するまでの在職年数及びつこうとする職と同種の区分に属する職における在職年数(実歴)」を「上表を適用する場合における本市職員を離職するまでの消防士長以上の

在職年数及び消防司令補必要在職年数」に読み替えるものとする。

#### 別表第2の2

消防司令補昇任選考基準表 [略]

備考

1 [略]

2 別表第1備考第9項(第2号を除く)の規定は、別表第2の2の基準に準用する。このとき、別表第1備考第9項第1号中「上表(その1)を適用する場合における本市職員を離職するまでの行政職2級、医療職(1)1級及び医療職(2)2級以上の職における在職年数及び在職年数(実歴)ならびに上表(その2)を適用する場合における本市職員を離職するまでの在職年数及びつこうとする職と同種の区分に属する職における在職年数(実歴)」を「上表を適用する場合における本市職員を離職するまでの消防士長在職年数」に読み替えるものとする。

#### 別表第3

消防士長昇任選考基準表 [略]

備考

在職年数及び消防司令補必要在職年数」に読み替えるものとする。

#### 別表第2の2

消防司令補昇任選考基準表 [略]

備考

1 [略]

2 別表第1備考第10項(第2号を除く)の規定は、別表第2の2の基準に準用する。このとき、別表第1備考第10項第1号中「上表(その1)を適用する場合における本市職員を離職するまでの行政職2級、医療職(1)1級及び医療職(2)2級以上の職における在職年数及び在職年数(実歴)ならびに上表(その2)を適用する場合における本市職員を離職するまでの在職年数及びつこうとする職と同種の区分に属する職における在職年数(実歴)」を「上表を適用する場合における本市職員を離職するまでの消防士長在職年数」に読み替えるものとする。

#### 別表第3

消防士長昇任選考基準表 [略]

備考

1～3 [略]

4 別表第1備考第9項(第2号を除く)の規定は、別表第3の基準に準用する。このとき、別表第1備考第9項第1号中「上表(その1)を適用する場合における本市職員を離職するまでの行政職2級、医療職(1)1級及び医療職(2)2級以上の職における在職年数及び在職年数(実歴)ならびに上表(その2)を適用する場合における本市職員を離職するまでの在職年数及びつこうとする職と同種の区分に属する職における在職年数(実歴)」を「上表を適用する場合における本市職員を離職するまでの消防士必要在職年数」に読み替えるものとする。

別表第4、別表第5 [略]

1～3 [略]

4 別表第1備考第10項(第2号を除く)の規定は、別表第3の基準に準用する。このとき、別表第1備考第10項第1号中「上表(その1)を適用する場合における本市職員を離職するまでの行政職2級、医療職(1)1級及び医療職(2)2級以上の職における在職年数及び在職年数(実歴)ならびに上表(その2)を適用する場合における本市職員を離職するまでの在職年数及びつこうとする職と同種の区分に属する職における在職年数(実歴)」を「上表を適用する場合における本市職員を離職するまでの消防士必要在職年数」に読み替えるものとする。

別表第4、別表第5 [略]

## 附 則

この規則は、令和6年2月1日から施行する。